

## 〈編譯〉『中國文獻學史述要』

### 魏晉南北朝隋唐時代の類書

前號に引き續ぎ、曾貽芬・崔文印著『中國文獻學史述要』の編譯を行う。原著には魏晉南北朝と唐代を二つ別にして類書についての解説が行われているが、魏晉の部分の量がさほど多くないこと、そして内容からもこれらは時代の差こそあれ連續したものとして把握した方がよいと考え、ここに併せて譯出した。

曾貽芬・崔文印 原著

山口謠司

石川 薫

洲脇武志 編譯

はじめに—類書の起源とその特徴

魏晉時代になると、様々な文献を内容や性質ごとに分類し再構成した書物、類書が登場した。宋の王應麟は、「類書

之書、始于『皇覽』。建雲臺者非一枝、成珍裘者非一掖、言集之者衆也」と述べ、『皇覽』を類書の始祖としている。

『皇覽』は、魏の文帝が王象・劉劭らに詔を下し、延康元年に編纂が始まり、黃初二年に完成したという。『三國志』文帝紀には、「初、帝好文學、以著述爲務、自所勒成垂百篇。又使諸儒撰集經傳、隨類相從、凡千餘篇、號曰『皇覽』」とある。何故『皇覽』と名付けられたかについては、司馬貞が「宣皇王之省覽、故曰『<sup>(注二)</sup>皇覽』」と解釋している。また内容については『三國典略』には、「包括群言、區分義別」とある。以上の記述から、『皇覽』は大部の書物で、多岐にわたる内容を分類・編集していた事が窺える。『魏略』によれば、『皇覽』は四十餘部から成り、部に數十篇あり、合計八百餘萬字<sup>(注四)</sup>といふ。文帝紀には、『皇覽』は「凡千餘篇」と述べている。また、『隋書』經籍志には、「『皇覽』一百二十卷」とあり、その下に「梁六百八十卷、梁又有『皇覽』一百一十三卷、何承天合、『皇覽』五十卷、徐爰合、『皇覽目』四卷」と注がある。この記述から、梁代に通行していた『皇覽』は一種だけではないこと、最も卷数が多いものは六百八十卷であること、隋代にはわずか百二十卷となっていたことがわかる。『舊唐書』經籍志と『新唐書』藝文志は共に記載しているので、恐らく隋末から初唐にかけて散逸したのであろう。したがって、『皇覽』四十餘部の分類方法を考證することはもはや不可能である。清の侯康は、現存する『皇覽』の逸文から、その分類について以下の様に推測している。

〔御覽〕禮儀部三十九、引『皇覽』冢墓記二十餘條。〔水經注〕引『皇覽』十三條、言冢墓者十之九。〔冢墓蓋〕即四十餘部中之一。〔御覽〕卷五百九十又引『皇覽』記陰謀、疑亦書中篇名也。〔論語〕三省章釋文稱『皇覽』引魯讀六事、則兼及經義<sup>(注五)</sup>。侯康の推測は、荒唐無稽なものではない。『太平御覽』が引用する『皇覽』冢墓記の内容を見てみると、その多くは、古今の人物の墓の場所や形状、別稱などである。例えば、「顓頊冢在東都濮陽縣頓丘城外廣陽里中、王莽使使者祠顓頊冢」とある。また、「湯冢在濟陽薄縣北郭、冢四方、方八十步、高七丈、上平」、「師旷冢在右扶風、名曰師旷山、人民不敢上其上」ともある。似通った内容の文章が、全て『皇覽』冢墓記から引用されている事から、「冢墓記」

は『皇覽』四十餘部の一部であるという推論は的を射ていると言えよう。『皇覽』は「包括古今、原本始終、類聚臚列之、而百世可知也」<sup>(注六)</sup>と評された。その爲、『皇覽』以後、類書が次々と編纂され、『皇覽』は類書の祖と呼ばれる様になった。

しかし、『皇覽』を類書の祖とする説に對して、異論も存在する。『皇覽』は、梁代には殘存するものの、隋代に散逸し始め、唐代に完全に散逸し、宋代では見る事が出來なくなつた爲、衢本『郡齋讀書志』卷十四には、「齊梁閒士大夫之俗、喜征事以爲其學淺深之候、梁武帝與沈約征栗事、是也。類書之起、當在此時」と述べ、類書の起源は「齊梁閒」だとする。

また戰國末の雜家の著作を類書の始祖とする説もある。最初にこの説を提唱したのは、清の汪中で、「司馬遷謂不韋使其客人人著所聞、以爲備天地萬物古今之事。然則是書之成、不出于一人之手、故不名一家之學、而爲後世『修文御覽』、『華林遍略』之所託始。『藝文志』列之雜家、良有以也」と述べている。『玉函山房輯佚書』の編者で知られる馬國翰は、汪中説を發展させ、以下の様に述べている。「類書之源、開于秦、衍于漢。餘觀『呂氏春秋』、十二紀取諸月令、至味篇取伊尹書、當染篇取墨子書、上農・任地・辨土・審時四篇述后稷之言、與『亢倉子』所載略同。而取黃帝・老子・文子・子華子之說、不一而足。意蓋以周月令爲紀、雜採百家分屬之。此類書之最先者也」<sup>(注七)</sup>。これら『呂氏春秋』などの雜家の書を類書の起源とする人々の主張は以下の様に纏められる。「雜家の書は、百家を取り入れ、天地の萬物や古今の事件を網羅し、篇を分け、各家の學説を詳述し、複數人により編纂され、『隋書』經籍志も類書を「雜家」に分類している」と。確かに類書は、雜家の書と同様に、天地萬物や古今の事件を網羅し、複數人により編纂されるなど、兩者の間には幾つかの類似點が見えるが、この兩者にはほとんど關連性はないだろう。何故なら、兩者は本質的に異なる書物だからである。第一に、雜家の著作は思想を述べる事が主であり、たとえ天地萬物に言及しても、あるうの觀點から論ず

るだけである。しかし、類書はそうではない。最初の類書——『皇覽』は、「宜皇王省覽」の爲に編纂され、知識の編集をその目的としている。第二に、雜家の著作は、篇分けされているが、篇名からは、どんな學說を、またどのような問題を述べているのかわからない。また複數の篇が、同じ學說を述べている場合もある。例えば、馬國翰は、上農・任地・審時・辨土篇は全て后稷の主張を述べているとする。しかし類書は、集められた知識をその内容によつて、「部」（或いは「篇」）に分類される。例えば、後世の類書には、人部・器物・職官等々の部門が立てられ、それら「部」の名稱は、そこにを集められている文章の内容を反映している。その爲、類書には検索機能と工具書的性質が備わつてゐるとも言える。第三に、雜家の著作は、儒家・法家・墨家・道家など諸子百家の説を含むが、孔子・墨子・韓非子・老子の言行や文章に限らず、その選者が各家の學説を詳述したり發展させたもの等も含んでおり、多數の人々が著述したものである。しかし類書は、編者が既存の文献をその内容ごとに分類し、新たに配列、再構成したもので、多數の人々が編集したものである。第四に、雜家の書は「兼儒墨之道、通衆家之意」したものであるが、やはりその思想には偏重があり、書ごとに特徴がある。例えば、『呂氏春秋』は儒家を主とし、『淮南子』は道家に屬している。しかし、類書は「肴餞經史、漁獵子集、聯百衲以爲衣、供獺祭于桺腹注九」であり、雜家の書とは異なつてゐる。また類書の特徴は、豊富な資料や幅廣い項目が備わつてゐる事であるが、そこから何らかの思想を語るわけではなく、ただ客観的に羅列するだけである。『隋書』經籍志が類書を「雜家」に分類したのは、雜家の書も類書も様々な内容を含んでゐるという、表面上の共通點に惑わされたからである。しかし、『舊唐書』經籍志や『新唐書』藝文志では、類書のために子部に「類事」目が設けられた。これは、當時の人々が類書と雜家の書との相違に氣付いたこと、新しい書物の形式を認識し始めたことを示しており、理に適つてゐる。

類書は類目を記して内容ごとに分類してゐる爲、張舜徽は「類書之起、昉于明分部類、據物標目、蓋必推『爾雅』爲

「最先」<sup>(注十)</sup>と述べ、『爾雅』を類書の祖と捉えている。ただ、ここで一つ指摘しておきたい。『爾雅』と類書はどちらも内容を分類しているが、『爾雅』は解釋する語彙をその性質ごとに分類するだけである。例えば、「釋詁」「釋言」「釋訓」「釋天」「釋地」などがそれである。『爾雅』は、字書であり、字義の解釋をしやすいように分類している。しかし類書は、人々が有用だと考える知識を出来る限り收集し、類目ごとに配列して検索の便を圖っている。その中には、字書も摘録しているが、類書が收集する内容は、『爾雅』よりずっと幅廣い。つまり、類書は、『呂氏春秋』『爾雅』などと類似點もあるが、そういった表面上の共通點だけでこれらを一括りにしてはならない。類書とは、全く新しい形式の書物なのである。

### 一、魏晉南北朝時代の重要な類書

魏の文帝、曹丕は、『皇覽』を編纂させて類書の形式を創設し、後世のために、人材を集め大々的に類書を編纂して、文學の盛行を示し類書の範を確立した。殘念な事に、西晉・東晉時代には、類書はほとんど編纂されなかつたが、南北朝時代になると各王朝は曹魏に倣つて類書を編纂し、南北で優劣を競つた。南朝では、『壽光書苑』、『類苑』、『華林遍略』が、北朝では『帝王集要』、『修文御覽』が編纂されている。しかし、これらは現在では全て散逸してしまい、文献上の記録から、わずかに窺えるだけである。

『壽光書苑』は、『隋書』經籍志に、「『壽光書苑』二百卷、梁尚書左丞劉杳撰」と記されている。『壽光書苑』は、梁の武帝が梁を建國した頃に曹丕に倣つて編纂したものである。『梁書』文學傳序には、「(高祖)旁求儒雅、詔採異人、文章之盛、煥乎俱集。……至若彭城到汎・吳興丘遲・東海王僧儒・吳郡張率等、或入值文德、通讌壽光、皆後來之選也」

とあり、文學の盛行を廣く宣傳する爲、梁の武帝は到沆、丘遲、王僧孺ら文人や學士を文德省や壽光省に集め、類書を編纂させた。『梁書』張率傳には、「(天監初)直文德待詔省、敕使抄乙部書」、「(七年)俄有敕直壽光省、治丙丁部書抄」とあり、『梁書』到洽傳には、到洽が「抄甲部書」という敕命を受けたことが記されている。以上の事から、『壽光書苑』は、經史子集に涉る資料を收集し、天監初には編纂が始まり、天監七年以後に完成したことがわかる。また、書名に「壽光」を冠するのは、壽光省で編纂されたからであろう。

『類苑』は、『壽光書苑』の後に完成した類書で、劉孝標が梁の武帝蕭衍の弟、蕭秀のために編纂したものである。

『梁書』劉峻傳には、「安成王秀好峻學、及遷荊州、引爲戶曹參軍、給其書籍、使抄錄事類、名曰『類苑』。未及成、復以疾去」とある。ちなみに蕭秀が荊州に遷つたのは、天監七年に母親が亡くなり、政務の命令を受けた後である。従つて、『類苑』の編纂が開始されたのは天監十年ごろだと思われる。『南史』劉峻傳には、「初、梁武帝招文學之士、有高才者多被引進、擢以不次。峻率性而動、不能隨衆沉浮。……會策錦被事、咸言已罄、帝試呼問峻、峻時貧悴冗散。忽請紙筆、疏十餘事、座客皆惊。帝不覺失色、自是惡之、不復引見」とある。劉孝標に顔をつぶされたこの一件で、梁の武帝は劉孝標の事をずっと氣にかける様になる。後に劉孝標は蕭秀の元で『類苑』を編纂したが、これが蕭衍を大いに刺激したらしく、「及峻『類苑』成、凡一百二十卷、帝卽命諸學士撰『華林遍略』以高之。竟不見用」と、『壽光書苑』の編纂をすぐさま命じている。一國の皇帝が一士人に對抗するという行動は、彼の器量の狹さを表すエピソードでもあるが、また同時に『壽光書苑』は『類苑』に劣っているという客觀的事實も示している。もしそうでなければ武帝は劉孝標に對抗して『華林遍略』を編纂する必要がないからである。

『華林遍略』に關しては、『南史』文學傳何思澄に「天監十五年、敕太子詹事徐勉舉學士入華林、撰『遍略』。勉舉思澄・顧協・劉杳・王子雲・鐘嶼等五人以應選。八年乃書成、合七百卷」とある。『華林遍略』の撰者や卷數については

異なる記述もあるが、原書は散逸し、資料も不足しているため、その是非を確かめることはできない。

『華林遍略』は華北にも傳わり、そこでも高い評價を得ている。『北齊書』祖珽傳には「(珽)後爲祕書丞、領舍人、事文襄。州客至、請賣『華林遍略』。文襄多集書人、一日一夜寫畢、退其本曰不須也。珽以『遍略』數帙質錢樗蒲、文襄杖之四十」と、『華林遍略』を巡る一つのエピソードが記されている。『華林遍略』が高價で手が出せない爲、夜を徹して『華林遍略』を筆寫させた高澄、『華林遍略』を數卷盗んで借金の抵當にした祖珽、いずれのエピソードも『華林遍略』が當時高い評價を受けていた事を示している。しかし、最も『華林遍略』の評價を體現しているのは、北齊に編纂された『修文殿御覽』であろう。何故なら『修文殿御覽』は、『華林遍略』を主な底本としているからである。またこれ以後編纂された類書の多くは、程度の差こそあれ、『華林遍略』の影響を受けている。

『修文殿御覽』は、北齊の後主（高緯）敕撰の類書である。『北齊書』後主本紀に、「(武平三年一月庚寅)侍中祖珽爲左僕射。是月、敕撰『玄州苑御覽』、後改名『聖壽堂御覽』……(八月)行幸晉陽。是月、『聖壽堂御覽』成、敕付史閣、後改爲『修文殿御覽』」とある。この様に『修文殿御覽』は、わずか六、七ヶ月で編纂され、しかも一度も改名されていのだが、短期間での編纂や一度の改名には何らかの特別な理由があつたのであろう。これについて、『三國典略』は、以下の様に非常に詳しく述べている。「初、齊武城令宋士素錄古來帝王言行要事三卷、名爲『御覽』、置於齊主巾箱。陽休之創意、取『芳林遍略』（原注：『華林遍略』を指す）、加『十六國春秋』・『六經拾遺錄』・『魏史』等書、以士素所撰之名、稱爲『玄州苑御覽』。後改爲『聖壽堂御覽』。至是、珽等又改爲『修文殿』、<sup>(注十二)</sup>上之」。これに依れば、『修文殿御覽』が短期間で編纂されるには、『華林遍略』と『御覽』が不可缺であった事が窺える。何故なら、『修文殿御覽』は、この二つの類書を基礎として、それに北方の文學や歴史の典籍を加えて、編纂されているからである。また、『修文殿御覽』編纂の爲に、多くの文人・學士が集められた。『北齊書』文苑傳序に記される文人の多くはこの『修文殿御覽』の撰修

に携わっている。この様に多くの人が撰修に參加した爲、編纂作業は細かく分擔され、作業の性質ごとに、監撰、撰例、撰書に分けらてている。『北齊書』文苑傳序によれば、魏收・徐之才・陽休之らが監撰を、王劭・魏澹・袁夷・薛道衡・諸葛漢・鄭子信らが撰書を、蕭放・顏之推らが撰例を行つてゐる。選ばれた者達の多くは博學の士で、更に彼らの多くはそれに専門知識を有してゐた。加えて、細かく仕事が分擔された事により、その内容も保障された。『修文殿御覽』はすぐに散逸してしまふ類書の中ではかなりの期間散逸せずに讀まれてゐたが、その要因の一つに、『修文殿御覽』の内容が非常に優れていたことが挙げられよう。

『修文殿御覽』は散逸してしまつたが、以下に取り上げる『三國典略』の記述から、類目數と卷數、更にはそれらの數を決定した論據がわかる。『三國典略』には「放天地之數、爲五十五部。象乾坤之策、成三百六十卷」とあり、『修文殿御覽』が、天地の數に倣つて部を分け、乾坤の策に基づき篇を確定したとあるが、果たして實狀と完全に一致するのであろうか。前述した編纂の經緯から考へると、分類や類目の決定に際して熟考を重ねてゐる事、その撰例は以前の類書よりずっと緻密である事が窺える。なお、北宋に編纂された『太平御覽』は、『修文殿御覽』を底本とし、類目は全て『修文殿御覽』に従つてゐる。『修文殿御覽』の撰例が緻密であるからこそ、四百年の後でも使用に耐えられたのであろう。

## 二、隋唐時代の類書

(補注二)

隋は統一王朝としては短命ではあつたが、多くの類書が編纂された。なかでも重要なものは、(1) 敘命により編纂された『長洲玉鏡』、(2) 杜公瞻が敘命により編纂した『編珠』、(3) 虞世南が祕書省在籍時に私撰した『北堂書鈔』、

(4) 諸葛穎の編集した『玄門寶海』である。

一方、唐は長期政權となり、高祖から玄宗まで、在位期間が短かった中宗・睿宗の二代を除けば、どの皇帝もその権力でもって、大規模な類書を編纂させている。高祖の時には『藝文類聚』百卷、太宗は『文思博要』千二百卷（目十五卷）、高宗は『瑤山玉彩』五百卷及び『累璧』四百卷（目錄四卷）、則天武后は『玄覽』百卷と『三教珠英』千三百卷（目錄十三卷）、玄宗は『玄宗事類』百三十卷、『初學記』三十卷が編纂された。その他、多くの文人・學者が、個人で類書を編集して、賦詩作文の資料を提供している。例えば、陸贊『備舉文言』二十卷、張仲素『詞圃』十卷、元稹『元氏類集』三百卷、白居易『白氏經史事類』（別名『白氏六帖』）三十卷、于立政『類林』十卷、溫庭筠『家海』三十卷、皮日休『鹿門家鈔』九十卷などである。

隋唐時代には、以上の様に數多くの類書が編纂されたが、その大部分は散逸してしまった。『太平御覽』編纂の際に大いに利用された『文思博要』も失われ、『北堂書鈔』、『藝文類聚』、『初學記』、『白氏六帖』のみが、ほぼ完全に今日まで傳わっているほかは、『編珠』が一巻残存しているだけである。以下、『北堂書鈔』、『藝文類聚』、『初學記』について個別に見ていただきたい。

### 三、『北堂書鈔』

『北堂書鈔』は、(2) の『編珠』の後に成立したが、その規模と後世への影響は、『編珠』とは比べものにならない。清人は、『北堂書鈔』を『藝文類聚』、『冊府元龜』、『太平御覽』と合わせて「四大類書」と稱しているが、こういった呼稱からも『北堂書鈔』が文獻學史と學術界で重要な地位を占めていることが窺えよう。

『北堂書鈔』の撰者、虞世南は、南朝陳に生まれ、隋を経て、唐に仕えた。唐の太宗は、虞世南を高く評價し、彼に「五絕」（一に徳行、二に忠直、三に博學、四に文辭、五に書翰）あり、と稱えている。『北堂書鈔』は、虞世南が隋の大業年間、祕書郎在任中に編集された。書名に「北堂」と冠してあるのが、その證據である。『隋唐嘉話』は「虞公之爲祕書、於省後堂集群書中事可爲文用者、號爲『北堂』」と冠してある。『北堂書鈔』は、虞世南仕隋爲祕書郎時抄經史百家之事以備用。北堂者、省之後堂、世南抄書之所也」と更に詳しく述べてある。また、陳振孫『直齋書錄解題』にも、「其書成於隋世」とある。また、『北堂書鈔』には避諱が多く、例えば、「堅」を「牢」に、「固」を「剛」に、「廣」を「闊」や「博」などに改めている。これも『北堂書鈔』が隋代に成立した證據である。なお、虞世南は『長洲玉鏡』の編纂にも携わっており、これにより資料を收集しただけでなく、類書の配列形式を熟知する事が出來た。この経験が『北堂書鈔』の編纂に役に立っていることは疑いないだろう。

『隋書』經籍志は、「(北堂)書鈔」一百七四卷」と卷數を記すが、撰者は記していない。『舊唐書』經籍志と『新唐書』藝文志は、共に「(北堂)書鈔」一百七三卷、撰者は虞世南と記している。北宋の『崇文總目』も一百七三卷と記しているが、南宋の『中興館閣書目』及び『宋史』藝文志は一六十卷と記している。今本も計一六十卷であるが、以上のように、卷數に差異が生じている事について『四庫全書總目』は、「今本卷帙與『中興書目』同。其「地部」至泥沙石而畢、度非完帙。豈原書在宋已有「佚耶」と述べている。

卷數だけでなく分類についても、諸説紛々としている。『郡齋讀書志』は、「(北堂)書鈔」一百七十三卷、分八十部、八百一類」とし、『中興館閣書目』は、「(北堂)書鈔」一百六十卷、分一百六十部」と記している。今本を調べてみると、以下の様に、一九部、八五一類に分類されている。

帝王部（22卷／75類）后妃部（4／26）政術部（16／46）刑法部（3／13）封爵部（3／14）設官部（31／182）禮儀部（15／41）藝文部（10／56）樂部（8／29）武功部（14／61）衣冠部（3／30）儀飾部（2／15）服飾部（5／86）舟部（2／22）車部（3／23）酒食部（7／60）天部（4／25）歲時部（4／28）地部（4／26）

また、『北堂書鈔』は、各「部」の下に、「類」を設けている。例として刑法部の三巻を以下に挙げる。

（卷第四十三 刑法部上）刑總一

（卷第四十四 刑法部中）聽訟一 象刑三 肉刑四 賞刑五

（卷第四十五 刑法部下）杖刑六 徒刑七 流刑八 死刑九 族刑十 獄十一 幽囚十二 律令十三

『北堂書鈔』の巻數と部數に差異があるのは、長い間寫本によつて傳えられ、明代中期以前には刻本がなかつたからであろう。陸心源は感慨を込めて、「五代始有刊板、如『書鈔』刊行于五代、眞宗時傳本必多、何至三館缺而安仁家獨有乎。則必無刊板可知」と述べている。明代後期になつて、ようやく陳禹謨が『北堂書鈔』の刻本を作つたが、殘念ながら、陳禹謨が使用した底本は誤脱が多く、しかも、陳禹謨自身も校勘に疎く、例えば、地部十六類を四十一類に増やしてしまつ等、彼の獨斷で本文を修正してしまつた爲に、陳刻本は「刊刻之功不贖其竄亂之過」と評價されてしまった。その後、陳刻本の改變を正して、『北堂書鈔』を復元する爲に、清人はその原本を探し始め、調査の結果『大唐類要』と『古唐類苑』は、『北堂書鈔』と書名は異なるが、内容は全く同じで書物であることを突き止めた。書籍商によつて書名が故意に削られ改變された爲に起きた事態であることは明白である。今本『北堂書鈔』を見ると、清人は、探し當てた元・明の舊鈔本を用い、陳刻本を精緻に校勘しており、その甲斐あつて今本『北堂書鈔』は、元の姿にかなり近づいている。しかし、探し當てた原本もなお不完全で、今本にも未だ多くの誤字脱字や改竄削除の跡が見える。今後も他

の鈔本も參照して、より原本に近づけていくことが必要だろう。

『北堂書鈔』の形式は、通常、各類目ごとに諸典籍から關係資料を引用し、項目ごとに文章を選び、引用文に雙行小字で注釋を付け、引用文の出典や前後の文章、關連する事柄について説明している。なお注釋には、虞世南自身の按語も見える。例えば、卷九十五「藝文部」經典一には「六籍」と本文があり、「班固『東都賦』云、蓋六籍所不能談、前聖靡得而言焉。謹按、六籍、六藝也」と注してある。これは『北堂書鈔』中、最も典型的な形式である。二つ目の形式は、本文は先程と同じ形式であるが、句の下の注釋が無い、乃至は出典を簡単に示すだけのものである。卷六「帝王部」孝德十四がこの例である。

克諧以孝 永言孝思 孝子不匱永錫爾類 惟子小子夙夜敬止 富有天下不足解憂 舜大孝 禹致孝 孝友聞於四方

……。

この例には、始めから終わりまで注釋は一つも無い。また前述した様に、注釋があるも、引用文の出典を示すだけのものもある。こういった事例は、撰者によるものではなく、手抄した者が、故意に全部、或いは一部を削除した爲に出来たのである。三つ目の形式は、前の二つとは、大きく異なり、本文が「某書曰……」という形式で始まる。この形式に注釋が付く場合、その多くは語句の解釋をしており、比較的長文になる。例えば、卷五十「設官部」惣裁三公には、まず「『禮記』曰、孟春之月、天子率三公九卿、諸侯大夫躬耕帝藉」という本文があり、その注には「帝、上帝。藉、天子藉田千畝、以供上帝之粢盛」と鄭玄の注釋が引用され、また、續く本文「天子三推、公五推、卿諸侯九推」の下には、「推秉發土」という注釋が付けられている。『北堂書鈔』全體から言えば、この形式は比較的少なく、引用される文獻も、隋代以前の舊籍が多い。安易に斷定すべきではないが、ここにも一部後人の増補が含まれている可能性がある。さてこの形式で疑問なのは、わざわざ「某書曰……」という形式を用いることである。引用文が長くても短くとも、注

釋でその出典を明記すればよいだけで、本文に「某書曰……」と記す必然性が無いからである。ただ、『藝文類聚』や『太平御覽』もこの「某書曰……」という形式が引き継がれていることは注意すべきである。ひょっとすると『北堂書鈔』による新たな文献編集方法かもしない。なお、先程例に挙げた『禮記』注は、今本『禮記』鄭注には見えない。これは、誤寫された爲に原型を留めぬ程變化したのか、それとも『北堂書鈔』が本文と注釋と一緒に引用せず、鄭玄以外の他者の注を用いた爲であろうか。『北堂書鈔』の成立から現在まで長い時間がたち、その流傳も複雑かつ關連資料も乏しく、様々な可能性が考えられる爲、この點については更に詳しく研究する必要があるだろう。

さて、類書はある一定の基準に従つて、諸典籍中の記述を類目別に再構成している書物であるが、編纂の際には數多くの文献が使われている。今、ここで『北堂書鈔』の引用文献について見てみたい。孔廣陶の統計によれば、『北堂書鈔』には、八百種以上の文献（除く集部）が引用されているという。各文献の引用數は、多いものは千數百條、少ないものは二、三條で、ばらばらである。孔廣陶は、『太平御覽』卷首の「經史圖書網目」に倣い、『北堂書鈔』の注に明示されている引用文献を纏め、『北堂書鈔』引書書目を作成した。これは『北堂書鈔』の引書文献を理解する上で、非常に有益である。また引書の下限については、嚴可均が調査を行い、「所鈔之書、皆二代漢魏迄于宋齊。其最晩者沈約『宋書』蕭方等『三十國春秋』崔鴻『十六國春秋』魏收『後魏書』、其詩賦頌、則顏謝鮑爲最晚、陳隋只字不鈔」と述べている。『北堂書鈔』は、隋代以前の舊籍を多く引用しており、例えば、吳時の『外國傳』・『語林』、謝承の『後漢書』、王隱の『晉書』・『俗說』・『四王遺事』・『九州春秋』・『五經異議』などが挙げられる。しかし、これらの文献は、「今世亡其本十蓋八九、其存者、亦流俗寫變、殘闕誤訛、不爲典要」<sup>注十五</sup>といった有様である。『北堂書鈔』に引用されている典籍と、それらの今本とを比較すると、例えば諸經は、孔穎達・陸德明の校定したものとは大きく異なり、『北堂書鈔』に引用されている方が、往々にして優れている。清朝考證學者の一人、孫星衍は以下の様に述べている。

如引『易』「君子以恐惧修省」作「循省」、引『書』「詢事考言、乃底可續」、無「言」字、「播時百谷」作「是」、……不獨異于開元所改文字、且爲隋以前所傳舊本。陳悉以今本易之。按『史記』述『尚書』「詢事考言、乃言底可續」云「詢事至而言可續」、則知「底」爲「至」、「乃言」之「言」當爲衍字、得此書正之。……又引「其克有勳一乃心」、今『書』無文、唐以前今文『泰誓』尚存、或是篇中語、未敢定之。<sup>注十七</sup>

以上の様に、『北堂書鈔』に引用されている方が、今本に勝っているが、これは諸經ばかりでなく、子史の諸書においても同様である。孫星衍は、この點についても次の様に詳述している。

如『海內北經』「濮水出鮒魚之山」、正爲濮水所經、今本作漢水、地理不合。……引『呂氏春秋』「墨者巨子腹轉」、「轉」從「革」、今從「黃」、俱無此字、疑「轉」爲「轉」省。……引『漢書』宣帝紀「骨肉之親、粲然不殊」、有「如淳曰、粲或作散、殊非作誅也」。今本無如淳注、師古注亦甚謬。……此皆足證古本書傳與流俗本不同、實爲至寶。<sup>注十八</sup>『北堂書鈔』には、今日では散逸した隋代以前の文献が大量に保存されており、當時の書籍の實情を考える上でも、現存する典籍の一部を校定する上でも、きわめて重要な資料となる。文献の分類や整理における虞世南『北堂書鈔』の功績は言うまでもない。

#### 四、『藝文類聚』

『藝文類聚』は、唐代で初めて編纂された類書である。『舊唐書』令狐德棻傳には、「(武德五年、令狐德棻)與侍中陳叔達等受詔撰『藝文類聚』」とある。しかし、『舊唐書』經籍志以來、『藝文類聚』の撰者は全て歐陽詢と記され、歐陽詢が『藝文類聚』の序の作者であると記載されている。また『唐會要』にも、『藝文類聚』は歐陽詢が奏上したとある。

以上の事から、歐陽詢は『藝文類聚』の監修者であったと考えられ、當然、歐陽詢も撰者の一人として記す必要があるだろう。『藝文類聚』の成立時期については、『舊唐書』歐陽詢傳に「武德七年、詔與裴矩、陳叔達撰『藝文類聚』一百卷、奏之、賜帛二百段」とあることから、『藝文類聚』は武德七年にはすでに完成していたと思われる。また『唐會要』卷三十六にも、「武德七年九月十七日、給事中歐陽詢奉敕撰『藝文類聚』成、上之」とあり、『藝文類聚』が武德七年に成立したと見なしてよいだろう。

『藝文類聚』百卷は、四十六部に分かれているが、『四庫全書總目』には「爲類四十有八」とあり、『燕京大學圖書館目錄初稿』類書の部には「凡分四十七門」とある。部數が違うのは、卷八十一「藥香草部上」と卷八十二「草部下」の數え方が違うからである。『四庫全書總目』は、この二卷を二部と數え、『燕京大學圖書館目錄初稿』は、「藥香草部上」と「草部下」で一部と數えている。しかし、撰者が「藥香草部上」と「草部下」と、「上下」に分けたのだから、撰者はその内容をひとまとめ、つまり一部と見なしていたはずである。「上」「下」に分けたのは、單に分量が多くすぎたからであろう。従って『藝文類聚』は全部で四十六部に分かれているとするのが妥當である。なお、「部」の下には子目があり、正式には子目は七百二十四目あるが、三つの附目、卷八十一「草」目の下に「香」が附され、卷八十八「木」目の下に「花葉」が附され、卷九十「黃鵠」目の下に「玄鵠」が附されている。ただ、「玄鵠」だけは、本文中に他の目と同じように記されているので、『藝文類聚』には七百一十五の子目があるとも言える。

『藝文類聚』は四十六部に分かれ、前述の『北堂書鈔』は十九部に分かれている。「部」の増加も問題點の一つではあるが、特に重要なのは、増加した「部」の内容とその順序である。『北堂書鈔』における「部」の分類は、基本的に『北堂書鈔』が政治的な利用を主眼としている事を反映して、天地・歳時などの自然物や自然現象に關する「部」はあるものの、後ろに置かれている。しかし、『藝文類聚』は、『北堂書鈔』の分類を元に、山・水・果・鳥・獸・木・蟲等

など自然物と自然現象を反映する「部」を増やし、更には産業・住居・雑器物・巧藝など人々の社會生活に關する「部」も増やしている。そして、最も注目すべき點は、人部の設立であろう。未だ帝王獨尊の觀念から脱却したとは言えないが、人部の創設は一般人が自然や社會の中無視することのできない存在であることに着目し始めた事を表しており、これは確實な進歩であると言えよう。『北堂書鈔』は、「帝王」を諸部の最初とし、「地」を諸部の最後としている。しかし、『藝文類聚』は、天時・地・州・郡・山・水……と並べており、これは、撰者が自然物を重視していることを示している。子目の立て方も、『藝文類聚』と『北堂書鈔』の間には明確な違いがある。「帝王部」を例に挙げると、『藝文類聚』は、「總裁帝王・天皇氏・地皇氏……殷成湯・周文王・周武王……漢高帝・漢文帝……」とするが、『北堂書鈔』は、「帝王摠裁・帝系・誕載・奇表……應運・功業・帝德・孝德……」としている。以上の事からも、兩者の子目分類の主旨が全く異なっていることがはつきりと窺える。『藝文類聚』は、人物ごとに分類し、『北堂書鈔』は、その奇表・征應・品德・功業などから分類して、帝王が政權の座に就いた必然性を強調し、更に帝王の備えるべき美德や、國家を堅實に統治していくことを要求している。ここからも、『北堂書鈔』の子目は、爲政者に統治の經驗や教訓を提供することを目的として分類されている事が窺えるが、それに對して、『藝文類聚』では政治的需要が減り、それ以外の使用範圍が擴大していると言える。つまり、『藝文類聚』の分類は、變化、發展した社會生活をしつかり認識し、その狀況を客観的に反映させていると言えるのである。

『藝文類聚』は、『北堂書鈔』よりやや遅れて成立したが、前述の分類だけでなく、文獻收錄の方法にも相違がある。これまで、「文」を集めると自然に總集になり、「事」を集めると自然に類書になり、歐陽詢の序文に「以爲前輩綴集、各抒其意。『流別』『文選』、專取其文。『皇覽』『徧略』、直書其事」とある通りであった。『北堂書鈔』はまさしく「直書其事」であるが、歐陽詢は、この様な類書は「文義既殊、尋檢難一」であり、形式を變えてこそ、初めて「文」を主

要な内容とする類書を編纂することができると考え、「金箱玉印、比類相從」や「其有事出於文者、便不破之爲事、故事居其前、文列於後」と提起した。この言葉は、文献を引用する際には文章を削つたりせずに、その項目に關する記事を一段落まるまる引用し、その後に關連する詩文を引用するということである。卷一「天部上」の「日」を例に挙げてみよう。まず最初に、『毛詩』・『左傳』・『禮記』・『春秋內事』・『白虎通』・『爾雅』・『說文』・『漢書』・『漢官儀』・『年曆』などの「日」に關する記事を引用している。次に、「日」について述べる「詩」「歌」「贊」といった詩文を記している。その中には、劉楨・張載・傅玄・李鏡遠・劉孝綽の詩、李尤「九曲歌」、傅玄「日昇歌咏」、郭璞「十日贊」などが含まれている。また、卷三十六「人部二十」の「隱逸上」も、最初に『周易』・『論語』・『莊子』・『高士傳』など隱逸に關する記事を引用し、それに續けて隱逸について述べている詩文を引用している。詩は張華・張載・左思・閻丘沖・劉孝標・任昉・梁武帝など、賦は張衡「歸田賦」・曹植「潛志賦」・陸機「幽人賦」など、頌は潘嶽「許由頌」・江總「莊周畫頌」など、贊は「范蠡贊」・「莊周贊」・「魯仲連贊」など、箴は「幽人箴」・「逸民箴」など、志は劉孝標「栖山志」など、訓は繁欽「祿里先生訓」、譏は爨元「譏許由」、銘は盧播「阮籍銘」を引用している。以上の二例を見ると、記事を述べる際は、引用する典籍・文獻を形式ごとに分けてはいないが、その詩文を引用する際には、文體ごとに引用している事がわかる。ここにも、文を主要な收集對象とする『藝文類聚』の特徴が表れている。歐陽詢が「事」・「文」兩方を類書に入れた目的は、まさしく、「俾夫覽者易爲功、作者資其用」にある。更に後世に對する影響は、これだけに止まらない。

『藝文類聚』百餘萬言に引用される典籍は、北京大學研究所が一九二三年に行つた統計によれば、千四百三十一種類にも上る。しかし、引用された典籍のうち、現存するものは10%にも満たない。これは、『藝文類聚』が引用する「隋以前遺文祕籍」が「迄今十九不存」であるという『四庫全書總目』の記載を裏付けるものであり、また『藝文類聚』は

この九十%の散逸した典籍を考察する爲の重要な資料であることを表している。更に残りの十%は、唐代以前の古本である爲、これら引用文を用いて今本を校訂する事ができるのである。宋人は、『藝文類聚』のこうした長所に氣付き、利用している。例えば、北宋の太宗は、太平興國二年に『太平御覽』編纂の敕命を下しているが、その際に「……以前代『修文御覽』『藝文類聚』『文思博要』及諸書、參詳條次」、「分門編爲一千卷」と、詔を下している。また、南宋の陳振孫『直齋書錄解題』は、『太平御覽』と『藝文類聚』などの類書の關係について「……或言國初古書多未亡」、以『御覽』所引用書名故也。其實不然、特因前諸家類書之舊爾。以『三朝國志』考之、館閣及禁中書總三萬六千餘卷、而『御覽』所引書多不著錄、蓋可見矣」と更に詳しく説明している。『太平御覽』に引用される典籍の大部分は宋代の藏書目錄に見えず、宋代以前にこれら引用典籍の多くが散逸していると考えられる事から、『太平御覽』は「前諸家類書」を孫引きしていることは明らかであろう。注目すべきことに、『太平御覽』編纂時に使用された類書の内、『藝文類聚』のみが今日まで傳わっている。今、兩者を比較してみると『藝文類聚』の引用は、『太平御覽』より謹嚴であり、その文献的價値は明らかである。

『藝文類聚』は、文學作品を主に収集している類書で、漢魏から隋までの詩文を大量に保存しており、その功績は特に大きい。陳振孫は、『藝文類聚』を「所載詩文賦頌之屬、多今世所無之文集注十九」と稱し、高儒もまた「漢魏六朝之文、獨賴『文選』、此書之存。不然、幾至泯滅無聞矣注二十」と述べている。さて、明代末から輯逸書編纂が盛んになると、馮惟訥輯『詩記』、梅鼎祚輯『文紀』、張溥輯『漢魏六朝一百三家集』が編纂され、清の嚴可均は七百四十六卷にも及ぶ『全上古三代秦漢三國六朝文』を編纂したが、いざれも『藝文類聚』が逸文収集の主要な資料であった。また、『藝文類聚』は、適宜に一文を抜き出して段落全體を引用しないという從來の類書の缺點を克服すべく、全文もしくは一段落を引用している爲、文意を正確に捉える事が出来る様になった。これは記事を理解する上で非常に役に立ち、考察する際にも

有益である。汪紹楹は、『藝文類聚』の引用する殷巨「鯨魚燈賦」（卷八十「燈」）、「奇布賦」（卷八十五「布」）を挙げ、大秦が太康二年に中國と友好關係にあつた事を述べ、『晉書』大秦傳の缺を補つてゐる。また、王粲「難鍾荀太平論」（卷十一）「總載帝王」）、麋元「譏許由」（卷三十六「隱逸」上）、「吊伯夷」（卷三十七「隱逸」下）は、「周公致太平」と「隱逸」について、當時の一般的な見解と異なる見解を示しており、魏晉の思想史を研究する上で、重要な参考資料である。<sup>(注二十)</sup>『藝文類聚』に收録されている詩文は、『藝文類聚』の價値を一層際立たせており、今日に至つても、散逸文献の收集と學術研究の上で、重要な役割を果たしている。

しかし、『藝文類聚』は完全無缺と言うわけではなく、缺點や問題點もある。例えば、『藝文類聚』の分類は、『北堂書鈔』よりある程度改善されているものの、不適當な部分も多い。これについて、『四庫全書總目』は、幾つかの例を挙げてゐる。例えば、「帝王部三國不錄蜀漢、北朝惟載高齊」と指摘してゐる。蜀漢は三國の一つであり、北魏や東魏・西魏・北周は高齊（北齊）とは別の王朝であり、蜀漢や北魏などの王朝を記載しない理由は思い當たらない。これは、記載漏れである。また、「接、幾、杖、扇、塵尾、如意之類宜入器物、而列之服飾」と指摘してゐる。これは、事物の性質に對する認識不足により、分類を間違えている。また「茱萸、黃連入木部、芙蓉、菱、藤入草部」と指摘してゐる。この五つの植物は草本であるため、「茱萸」・「黃連」を木部に入れるのは、適當ではない。また、「鶴之外別出黃鶴、馬之外別出駒駘」とも指摘してゐる。黃鶴は鶴の一種で、駒駘は馬の一種であるから、それを「鶴」・「馬」の項目から獨立させて、個別に記すのは適切ではない。以上の問題は、撰者の類目分類における科學性の乏しさを反映しており、さらなる改善が待たれる。

また、『藝文類聚』には、傳寫の過程で缺落した箇所や、後人により増補、改竄された箇所もある。こういった箇所は、早くに發見されており、南宋の葉大慶『考古質疑』は、「正月十五日」に蘇味道の詩、「洛水」に李嶠の詩、「寒食」

に沈佺期、宋之門の詩がある、と指摘している。この四人は、いずれも歐陽詢より後の人である爲、『藝文類聚』が彼らの詩を收録するのは不可能なはずである（なお、この種の事例は他にも見える）。では、こうした詩文は、どの様に『藝文類聚』に加えられたのであろうか。汪紹楹は、『初學記』卷四「歲時」門と卷八「洛水」門と『藝文類聚』とを比較し、この四人の詩はいずれも『初學記』「歲時」門と「洛水」門に收録され、各篇缺けずに、配列順序も同じに收録されている事を發見した。汪紹楹は、これらの篇は宋人が刊行したときすでに缺けており、刊行者が缺落を隠すために『初學記』所收の唐人の詩で補足した爲に、こういつた誤りが生じた、と推測している。

『藝文類聚』には、後人が書き加えた部分だけでなく、後人が改竄するという箇所も多い。「祖」篇が「社」篇に變えられているのが典型的な例である。汪紹楹は、篇目の意味が不明瞭なことによる改竄と考えている。「正月祖祭之禮」は、最初は、恐らく民間の盛大な祭日であり、後に漢の皇帝達が、それと陰陽五行を組み合わせて自分の「應運」を稱揚し、そのまま魏晉六朝に踏襲され、北魏以後は文献の記載に見えなくなった。改竄した者は、この儀禮の存在を知らず、また、『北堂書鈔』に「祖」篇の記載があることを知らなかつたため、「祖」を「社」の誤りと考え、獨斷で「祖」を「社」に變えしまい、後人によけいな手間を掛けさせてしまつた。（注）十三

上述した増補や改竄は、典籍が手鈔により流通する時代には避けられない問題である。たとえ、木版印刷が普及しても、間々誤刻や省減は生じるため、古籍は慎重に使用しなくてはならない。特に『藝文類聚』の如く、文献價值が高く、第二次資料の多い典籍を用いる際には、様々な角度から調べ、詳しく調査し、慎重に選び出す必要がある。そうすれば、『藝文類聚』の文献價值を十分に發揮させ、利用することが出来るであろう。

## 五、『初學記』

『初學記』三十卷は、唐の徐堅と張說が玄宗の敕命を受けて編纂した類書である。『大唐新語』卷九によれば、玄宗は張說に「兒子等欲學綴文、須檢事及看文體。『御覽』之輩、部帙既大、尋討稍難。卿與諸學士撰集要事並要文、以類相從。務取省便、令兒子等等易見成就也」と述べている。そこで、張說と徐堅・韋述らは、編修を開始した。ちなみに『初學記』の撰者は、徐堅が中心となつて編纂した爲、一般的には徐堅と記されている。『初學記』の成立年代であるが、「開元十五年五月一日、集賢學士等纂經史文章之要、以類相從、上制名曰『初學記』、至是上之注(十三)」とあることから、開元十五年と考えられる。

『初學記』は、全部で二十三部、三百十三類に分かれている。卷數及び類目は、初唐の『藝文類聚』などの類書よりもかなり減少し、「務取省便」という趣旨に即していると言えよう。『初學記』は、全體的には以前の類書の類目を整理・省略しているが、その一方で増補している部分もある。『藝文類聚』と比較すると、『初學記』は、山部、水部を設げずに地部に組み込み、符命部、方術部、內典部、靈異部、祥瑞部、災異部を設けず道釋部を設け、藥、百谷、果、木を合わせて果木部を設けている。また、「儲官部」太子妃に附されている公主と「職官部」の諸王とを合わせ、そこに駙馬を付け加えて、「帝戚部」を設けている。「帝戚部」は『藝文類聚』には無く、この部の設立は、『四庫全書總目』の「儲官部公主附太子、而諸王別入職官」、「分合未當」という批判を解決するものである。『初學記』の分類は、よく整理されており、「省便」であるだけでなく、更に科學的、合理的になつてていると言える。『初學記』の子目も、簡略化が目立ち、その數は、『藝文類聚』の半分にも満たない。また『藝文類聚』には、州部、郡部があり、前者には冀州、揚州、

荊州、青州、徐州、兗州、豫州、雍州、益州、幽州、並州、交州が記載されている。これは、漢の武帝が三方を廣げ、十三州を制定したことによるが、何故十二州だけなのか不明である。なお、初唐では州は三百五十八あつたが、『藝文類聚』にはその實狀が反映されていない。郡部の記載は、さらに理解に苦しむもので、河南、京兆、宣城、會稽という四郡だけしか記されていない。『初學記』は、現行の行政區畫と分類基準の不統一を無視する『藝文類聚』のやり方を改め、州郡部の最初に州郡をまとめて記し、次に河南、關内、河東など十道を記している。このような分類は、規範に合うだけでなく、時代の特徴を反映していると言えよう。

『初學記』の形式は、【敍事】、【事對】、【詩文】に分かれ、それ以前の類書『北堂書鈔』、『藝文類聚』とは異なっている。卷四「歲時下」寒食を例に挙げて説明しよう。

【敍事】『荊楚歲時記』曰、去冬節一百五日、即有疾風甚雨、謂之寒食。禁火三日、造餳大麥粥。鬪鷄、鏤鷄子、鬪鷄子、打球、鞦韆。

【敍事】では、寒食に關する資料が並べられているが、その配列は論理的に考えられている。まず、寒食の時間、日常の特徴を述べ、それから、寒食の際の娛樂を記している。この文章から選者の苦心が窺えるが、苦心の甲斐あつて【敍事】は非常に良くまとまっており、讀者の理解に役立っている。

【事對】魏武令、周舉書、一月寒食、三日斷火。

【事對】で取り上げられるものは、寒食を描寫する對偶の字句や語句である。詩文を作る際に便利で、詩作を學んでいる者は、これを見れば大きな成果を得られるであろう。

【詩】李崇嗣「寒食詩」、宋之門「途中寒食詩」、沈佺期「嶺表逢寒食詩」。

詩文で取り上げられるものは、寒食に關する佳作であり、詩作を學んでいる者に例文を示している。以上、卷四

「歲時下」寒食を例として『初學記』本文を見てみたが、實に簡潔明快である反面、「資料集」的役割が缺けている様にも見える。しかし、『初學記』ではその「資料集」的役割は注釋が擔つていて、先程と同じく「寒食」條を例に挙げてみよう。まず「禁火三日」を説明する爲に注釋を付けていて、そこでは晉の文公のとき介子綏が木を抱えて亡くなつたという「琴操」の記事が引用され、次いで陸翹『鄴中記』等を引用して寒食の斷火は子推、つまり子綏に始まる事を指摘し、『左傳』・『史記』を引用して子推が焼かれたという事實は無い事を述べ、司煊氏が仲春に木鐸で國中に禁火を守らせたという『周書』の記載を引用して、禁火は周の舊制であると述べている。また、「魏武令」・「周舉書」を解釋する爲、魏の武帝「明罰令」や范曄『後漢書』を引用している。詩文に關しては、本文では詩文の題目だけが示されているので、注で詩文の本文を引用している。注に引用される資料は、出典が明記され、様々な内容を含み、しかも資料の論證を行つてある箇所もある。その爲、【敍事】・【事對】の内容を説明し、また今後の研究に必要な材料を提供している。ここで『初學記』の長所を更に證明する爲に、『藝文類聚』に收録される「寒食」條の一部と比較してみよう。

周禮曰、司煊氏、仲春以木鐸修火禁于國中……。『荊楚歲時記』曰、去冬至一百五日……。周斐『先賢傳』曰、太原舊俗、云介子推焚骸、一月寒食、莫敢煙爨。陸翹『鄴中記』曰、並州俗、冬至後百五日、爲介子推斷火、冷食三日……。又曰、寒食之日、作釀酪……。范曄『後漢書』曰、周舉遷並州刺史。……舉移書于子推廟云、春中寒食一月、老小不堪、今則三日而已。『古今藝術圖』曰、北方山戎、寒食日用秋千爲戲、以習輕趨者。

以上に引用した内容は、『初學記』にもほぼあり、しかも、『藝文類聚』より内容は多い。『初學記』「寒食」條は、寒食の日の遊戯として、鞦韆〔ブランコ〕だけでなく、鬪鷄、餽鷄子〔彫鷄〕、鬪鷄子、打球〔球技〕を紹介し、注釋の中で、『玉燭寶典』、張衡『南都賦』、劉向『別錄』などを引用し、説明を加えている。その爲、『初學記』の資料性は、『藝文類聚』などの類書にも引けを取らない。「寒食」條だけ見れば、『初學記』の方がわずかに優れている。『藝文類聚』

は、多くの資料を引用して「寒食」を説明しているが、こうした資料は、厳密に論理的な順序で並べられていない爲、讀者は自分でその資料を整理して初めて、その項目を系統的かつ完全に理解する事ができた。『初學記』の撰者は、資料を理論的に編集した爲、讀者は餘計な手間をかけることなく、系統的に理解することができる。以上の事からも『初學記』は、『藝文類聚』と同様に「資料集」的役割を備え、しかも、論理的で含蓄に富んでいる。

「務取省便」は、『初學記』編纂時の趣旨の一つであるが、そうは言つても詳細にすべき部分は詳細にする必要がある。その爲、當時の資料をふんだんに用いて細かに解説している。例えば、卷十一「職官部下」侍中一は、「侍中」という官職の初唐の變化について、「唐朝復爲侍中、龍朔初爲東臺左相、咸亨初復舊、光宅初改爲納言、神龍初復舊、開元初改爲黃門監、五年復舊」と述べている。この箇所は同時代人による記録であり、信頼性はかなり高い。『初學記』は、初唐以前の典籍、詩文などを編集し、古代の歴史、地理、民俗などに關する資料を大量に保存しており、その考證や研究に役立っている。また、他の類書と同様に、『初學記』も古籍の校勘、或いは逸文收集に利用することができる。この様に『初學記』は、單に人々に知識を與えるだけではなく、古籍を整理、研究するための資料と方法をも提供してくれる。その爲に古くから學者に稱賛されていた。宋敏求『春明退朝錄』、司馬光『續詩話』、孔平仲『談苑』は、いずれも、北宋の劉子儀（名は筠）がこの書物を愛讀し、「非止初學、可以終身記」と述べた事を記し、また『四庫全書總目』には、『初學記』は「敍事雖雜取群書、而次第若相連屬」、「在唐人類書中、博不及『藝文類聚』、而精則勝之」とあるが、これらの評價は決して過言ではない。

『初學記』は、詳しさにおいて他の類書より優れているが、それは勿論、完璧を意味するものではない。しかも、編纂に參加している人が多い爲、たとえ「徐公」が「碩儒」だったとしても、他人の誤りを全て訂正することは不可能である。『初學記』の誤りについて、唐代に次の様な意見がある。

『初學記』「月門」中以「吳牛」對「魏鵠」。吳牛以不耐熱、見月亦喘。魏鵠者、引魏武帝歌行「月明星稀、鳥鵠南飛」爲據、斯其疏闊。如此、則盍言魏鳥乎。漢武帝『秋風辭』云、「秋風起兮白雲飛、草木黃落兮雁南歸」今「月門」旣云「魏鵠」、則風事亦用「漢雁」矣。若是采掇文字、何所不可。東海徐公、碩儒也、何乖(注二十四)之甚。

「月明」と「鳥鵠」は、同じ場面では關係のない事物であり、「魏鵠」で「月」を形容するのは、明らかに不適切である。もし、單に字面だけで見るなら、「吳牛」は「魏鵠」に對應しても別段問題ないが、これは類書であり、類書を編纂する際には、事物の性質に對する明確な認識と科學的な分析がなければならぬ。『初學記』に見える誤りについても、また十分に知つておく必要がある。

『初學記』三十卷の傳本は、基本的に徐堅の原本であるとするのが通説である。しかし、『初學記』も長く通行する間に後人に改竄されて、その痕跡が多數見えるが、それらは決して見過ごせるものではない。例えば、陸以湉は、次の様に指摘している。

揚子云『十二州箴』、翼、兗、青、徐、揚、荊、豫、益、雍、幽、冀、交是也。『初學記』所載、多涼、潤二州。其『潤州箴』云、『蔣廟鐘山、孫陵曲衍。江寧之邑、楚曰金陵。吳、晉、梁、宋六代都興』此皆漢以後事、豈得謂子云所作。公碩儒、當不若是之外、或其書爲後世妄人所增、有是(注二十五)誤耳。

漢代、中國全土は十二州に分けられたが、その中に涼州と潤州は存在しなかつた。漢代に存在しないのであれば、當然、漢の揚雄の「十二州箴」に、「涼州箴」と「潤州箴」があるはずがない。また『初學記』に引用される「潤州箴」は、吳・晉・梁・宋についても觸れており、これは「潤州箴」が揚雄の作ではなく、梁以後の作品である事が一層明らかである。「潤州箴」を揚雄の作として、『初學記』に入れたのは、後人かもしれないし、徐堅らが詳しく述べずに揚雄の作と勘違いして、『初學記』に入れたのかもしれない。撰者の誤りにせよ、後人の改竄にせよ、これは些細な缺點で、『初

學記』が綿密で文獻的價値の高い類書である事に變わりはない。

### 附論—類書の働き

類書の編纂とは、現存する典籍や文獻資料を、規定の類目ごとに、改めて配列し再構成することである。一般的には文章を引用したら、併せて出典を明記する。引用する際、要約したり多少の修正を行つたりするが、全體的としてはほぼ原文に忠實であると言える。以上の事から、類書には資料集としての面を持つてゐると言えよう。こういった「資料集」は、類目別に検索できる爲、當時の人々に多大な便宜をもたらした。特に、時が経つにつれて多くの原資料が散逸してしまうと、類書の資料的價値は、ますます注目されるようになった。『四庫全書總目』の類書序には「然古籍散」、「十不存一、遺文舊事、往往託以保存、『藝文類聚』『初學記』『太平御覽』諸編、殘璣斷璧、至拾不窮」とある。多くの學者は、類書が大量の典籍を保存している事に感銘を覺えており、例えば、孫星衍は「古書」佚、獨賴唐宋人編類、採存十五、非獨獺祭詞章、實則羽儀(注二十六)經史」と述べている。また、周星詒は「『北堂書鈔』『藝文類聚』『御覽』及此『初學記』、古經史子集今不傳者、于四書可得十三、四、學者必讀之書也」と述べている。そこで、多くの散逸書を引用している類書の特長を活かして、類書の中から、散逸した典籍を收集し、可能な限りつなぎ合わせて、散逸した典籍の一部、ひいては全貌を復元する人もいた。例えば、胡應麟は「姚叔祥見餘家藏書目中有千寶『搜神記』、大駭曰、果有是書乎。餘應之曰、此不過從『法苑』『御覽』『藝文』『初學』『書鈔』諸書中錄出耳、豈以金函石匱、幽岩土窟掘得耶。(注二十七)大抵後出異書、皆此類也」と、類書を用いて散逸書を復元していいた事を述べている。こういった收集活動の結果、多くの古籍が復活したが、その多くは類書から集められている爲、類書は散逸書收集の淵源と言えよう。古籍の收集は、類

書の重要な働きの一つであるが、類書の働きはこれだけに止まらない。

范希曾は、「古類書不特所引佚文足資考證、即見存諸書、亦可訂正文字異同」<sup>(注十九)</sup>と述べている。類書に引用されている古籍は、いざれも當時、或いはそれ以前の版（寫）本である。もし、類書の方が誤字脱字が少なければ、單獨で通行している典籍の誤りや脱漏や錯簡を校正することが可能である。また、場合によつては類書を用いた校勘以外に修正する手段が無いこともある。例えば、『隋書』牛弘傳に「設青帝之位、須于木室之内、少北西面」とあるが、この「木」は、もともと「太」に作つてゐる。しかし、文意が通らない爲、今本では「太」を「木」に改めてゐるが、その根據となつたのは『冊府元龜』である。また、『隋書』骨儀傳に「于時朝政漸亂濁、貨賂公行」とあるが、原本では「賂」という字が缺けており、『冊府元龜』・『太平御覽』に基づき補足してゐる。王念孫校補『逸周書』大武篇の事例は、さらに際だつてゐる。「大武篇」は「武有六制」から「後勤燃之」に至るまで計三百七十五字あるが、今本には誤字脱字が多く、文意がつかめない爲、後人は自己の見解に基づき校定したが、かえつて文意が混亂してしまつた。王念孫は、『北堂書鈔』武功一・二・五・六に引用される大武篇の文章に基づき、繰り返し熟考し、『北堂書鈔』の引用文を基として、今本『逸周書』大武篇を校定し、文意を取れる様にした。まさしく譚獻が「『讀書雜志』校『大武篇』補脫最爲有功、祇是細考舊類書耳」<sup>(注二十)</sup>と述べる通りである。

類書には、史實の補足という功もある。例えば、中國ではすでに散逸してしまつた日本の天平年間（唐の天寶年間）の舊鈔本『彫玉集』によつて『後漢書』に關する四つの出來事を知る事が出来る。それは「韓棱爲下邳令、有仁政、蠹不入界。范書棱傳無此事。趙峻屬文、落紙如飛下筆卽成、都不尋履。范書峻附郭躬傳不載此語。玉況爲陳留太守、蝗不入界。今見范書虞延傳注、而況無傳。梁輔爲郡吏、大旱乞雨、積薪誓曰、日中不雨、卽自燒。未及日中、天忽大雨。范書不見姓名、蓋皆出謝承諸書」<sup>(注二十一)</sup>の四つである。魏晉南北朝時代には『後漢書』を編纂した者は多數おり、謝承もその中

の一家である。諸家の『後漢書』は范曄『後漢書』に及ばなかつたため、次第に散逸した。しかし、これは、散逸した諸々の『後漢書』に全く長所が無いという意味でも、范曄『後漢書』に全く缺點が無いという意味でもない。玉況のことが『後漢書』李賢注に記されているのが、その證據である。また『彪玉集』には、范曄『後漢書』には記されていない史實も記載されており、これらの資料は歴史を研究する上で有益である事は疑いない。

類書に收録される資料は、決まつた項目ごとに收集されている爲、類書を「索引」としても活用できる。ある分野の資料を探す際に、膨大な文献から直接探し求める必要は無く、まず類書を検索し、それから類書が引用する資料の出典に基づき、それが現存すれば、原書を閲覧できるため、非常に便利である。しかも、類書は、文献資料を分類・修正し、同類の文献資料を一纏めにしている爲、後世の人が、ある項目に關する文献資料を必要とした場合は、類書を使えば容易に手に入れることができる。例えば、近代に編纂された『中國古代數學史料』、『中國地質史料』などは、類書を十二分に利用している。以上の様に典籍・文献の保存や整理、および歴史研究などさまざまな分野において、類書は無視できない重要な役割を果たしているのである。

【原注】

- (注一) 王應麟『玉海』卷五十四。
- (注二) 『史記』五帝本紀 索隱。
- (注三) 『太平御覽』卷六百一。
- (注四) 『三國志』揚俊傳 裴松之注。
- (注五) 『補三國志藝文志』。
- (注六) 焦竑『國史經籍志』。
- (注七) 汪中『述學』補遺 序 呂氏春秋序。
- (注八) 馬國翰『玉函山房文集』卷三。
- (注九) 胡道靜『中國古代の類書』一頁の注を轉載。
- (注十) 『清人文集別錄』卷十五 玉函山房文集。
- (注十一) 『太平御覽』卷六百一。
- (注十二) 『太平御覽』卷六百一。なお、引用文中の「五十五部」は、もと「五十部」に作るが、胡道靜は『易』繫辭上傳の「天一、地二、天三、地四、天五、地六、天七、地八、天九、地十。天數五、地數五、五位相得各有合。天數二十有五、地數三十、凡天地之數五十有五」により、「五十五部」に改めている。
- (注十三) 陸心源『儀顧堂集』「原本北堂書鈔跋」。
- (注十四) 『四庫全書總目』卷一三五。
- (注十五、十六) 嚴可均『鐵橋漫稿』「書陳禹謨刻本北堂書鈔後」。
- (注十七、十八) 孫星衍『孫淵如外集』卷四。
- (注十九) 『直齋書錄解題』卷一四。
- (注二十) 『百川學海』卷十一。
- (注二十一、二十二) 汪紹楹『校『藝文類聚』序』。
- (注二十三) 『唐會要』卷三十六。
- (注二十四) 『資暇集』「初學記對」。

(注二十五) 陸以湉『冷廬雜識』卷四 州箴。

(注二十六) 孫星衍『五松園文稿』「孫忠愍侯祠堂藏書記」。

(注二十七) 「明安國刊本『初學記』後題跋」。

(注二十八) 胡應麟『甲乙剩言』知己傳。

(注二十九) 范希曾『書目答問補正』類書第十三。

(注三十) 譚獻『復堂類集』日記。

(注三十一) 李慈銘『越縵堂讀書記』十一綜合參考。

### 【補注】

(補注一) 『北堂書鈔』・『初學記』に關しては、以下の論考がある。

柳川順子氏「虞世南における『北堂書鈔』編纂の意圖とその文學史的意義」(『東方學』九十號、一九九五年)  
加藤聰氏「類書『初學記』の編纂—その太宗御製偏重をてがかりとして」(『東方學』百十一號、二〇〇六年)

韓艷玲氏「類書と詩—『初學記』『事對』を中心に」(『中國學志』隋(一七號)、二〇〇一年)  
また、大東文化大學東洋研究所「藝文類聚」研究班によつて、『藝文類聚訓讀付索引』(現在卷一～卷十六まで、以下續) が公刊されている。